

賃貸等不動産部分の時価等を把握することが困難な場合の事例

<賃貸等不動産と賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産を区分して開示>

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸駐車場等を所有している。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価(百万円)
	前連結会計年度末残高(百万円)	当連結会計年度増減額(百万円)	当連結会計年度末残高(百万円)	
賃貸等不動産	●●	●●	●●	●●
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	●●	●●	●●	●●

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産取得(1,804百万円)である。

3. 当連結会計年度末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については主として一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額である。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりである。

	賃貸収益(百万円)	賃貸費用(百万円)	差額(百万円)	その他(売却損益等)(百万円)
賃貸等不動産	●●	●●	●●	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	●●	●●	●●	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、当社及び一部の連結子会社を使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されていない。なお、当

該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれている。

（追加情報）

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第 20 号 平成 20 年 11 月 28 日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 23 号 平成 20 年 11 月 28 日）を適用している。